

雇用対策法における国の講ずべき施策の改正の考え方

【国の講ずべき施策】(第4条第1項各号)

雇用政策のインデックスであり、国の施策の方向性を表す。また、直接事業主に義務を課したり、助成措置を設けたりするものではない。

【施策の具体化】(個別法等・主なもの)

施策の方向性に沿った具体的な措置内容は個別法に規定(国の講ずべき施策として具体的な措置を拡充する場合、個別法の改正等が必要)

各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。(第1号)



職業安定法(既存)

各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。(第2号)



職業能力開発促進法(既存)

就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。(第3号)



雇用保険法(既存)
雇用対策法(職業転換給付金・既存)

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。(第4号)



雇用保険法(既存)
雇用対策法(再就職援助計画・既存)

(現行)

高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。(第5号)

拡 充



年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現に係る対策の充実(対象:高年齢者)

(盛り込む(追加する)ことが考えられる施策の方向性)

- ・ 再就職の促進
- ・ 多様な就業機会の確保
- ・ その他高齢者等に係る年齢に関わらない就業の促進



高年齢者雇用安定法(既存)
雇用保険法(既存)

「年齢に関わりなく働ける社会の実現」については、現行の高年齢者等雇用安定法に基づく高年齢者等職業安定対策基本方針にも明記され、これまでも取り組んでいるものであり、法律の規定を現状に合わせるもの。

(現行)
不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。(6号)

拡 充

不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態、就業形態の改善に係る措置の充実(対象者:派遣・請負労働者(拡充部分))
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)

- ・ 就業形態の改善



雇用保険法(既存)
労働者派遣法(既存)

その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。



雇用対策法(募集・採用に係る均等な機会の提供の努力義務・既存)

若者対策の充実(対象者:若年者)
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)

- ・ 職業意識の喚起
- ・ 実践的な職業能力の開発
- ・ その他若者の就業の促進



雇用対策法(若年者の雇用機会拡大の努力義務及び指針・新規検討中)

雇用管理の改善(不安定雇用者以外の者)
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)

- ・ 労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善



中小企業労働力確保法(既存)
介護労働法(既存)
林業労働法(既存)
パート労働法(既存)

女性に係る対策の充実(対象:女性)
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)

- ・ 妊娠、出産、育児等を機に退職した女性労働者の円滑な再就職の促進
- ・ 母子家庭の母・寡婦の雇用の促進
- ・ その他女性の就業の促進



パート労働法(既存)
雇用対策法(職業転換給付金・既存)

障害者雇用対策の充実(対象:障害者)
(盛り込む(追加する)ことが考えられる施策の方向性)

- ・ 事業主、障害者等に対する援助
- ・ 障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの実施



障害者雇用促進法(既存)
雇用対策法(職業転換給付金・既存)

労働契約法制、労働時間法制については、他の分科会において検討中であり、また、性質的に直接的に雇用対策法に規定することがなじまないが、雇用対策としては、労働基準法の遵守等については、雇用管理改善という切り口で取り組むことが考えられる。

均衡処遇については、他の分科会において検討中であり、また、性質的に直接的に雇用対策法に規定することがなじまないが、雇用対策としては、雇用管理改善という切り口で取り組むことが考えられる。

地域雇用対策(対象:地域)
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)
・雇用機会が不足している地域等における労働者の就業の促進



地域雇用開発促進法(既存・改正検討中)雇用対策法

外国人労働者対策(対象:外国人労働者)
(盛り込むことが考えられる施策の方向性)
・専門的、技術的分野の外国人労働者の活用促進
・適正・円滑な需給調整や能力発揮のための雇用管理の改善
・再就職の促進
(※外国人労働者の受け入れの範囲に関する議論・提言がいろいろなところではなされているが、今回の見直しは、受け入れ範囲について変更を加えるものではなく、現時点での外国人労働者の受け入れに関する考え方に基づき検討。)



雇用対策法(雇用状況報告、雇用管理改善等に係る努力義務及び指針・新規検討中)

なお、外国人労働者の受け入れ範囲については、出入国管理及び難民認定法に定められており、雇用対策法の改正により、その範囲が変更されるものではない。

